

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員の委嘱替えについて

1 委員の委嘱替えの基本的な考え方

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、第 期、第 期を通じて16回開催し、汚染拡散防止対策や不法投棄された廃棄物の撤去・処理などについて協議を行い、本格撤去計画を策定するなど原状回復に向けた具体的方向性を示すことができました。

この度、第 期協議会の委員任期が平成19年7月30日で満了となることから、委員の委嘱替えをする必要があります。今後は、本格撤去計画に基づき撤去・処理を進めていくことになり、第 期の協議会においては、これまでの汚染拡散防止対策などのハード面中心の協議から、次のステージである不法投棄現場の環境再生の在り方を検討するなどソフト面中心の協議が必要となります。

そのため、委嘱替えに当たっては、これまで以上に幅広く県民の御理解と御協力を得るため、一般県民が委員に応募できる公募制を取り入れて委嘱替えを行います。

2 公募制の導入について

（1）公募の時期 平成19年6月4日（月）から平成19年7月2日（月）まで

（2）公募の募集人員 3名以内

（3）選考の方法等

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案に係るレポートを提出していただき、協議会会長及び副会長の審査により、一定以上の評価を得た方の中から選考します。

（4）レポートの課題

不法投棄現場の環境再生（跡地利用等）に対する考え方

不法投棄現場の環境再生に向けて、県民の意思を反映する方法や議論の場のあり方

不法投棄を防ぐために、県民と行政が普段から取り組むべきこと

県内の一部地域で発生した不法投棄問題への県全体（県民や行政）の取組みのあり方

公的資金（税金）をなるべくかけずに、不法投棄現場を修復、再生させる方法

（5）公募の周知方法

県のホームページや県政記者クラブへの記者会見などにより告知します。

3 第 期協議会の委員の委嘱について

第 期協議会の委員の方への委嘱状は、第18回協議会において交付する予定です。

委員を公募しています！

青森県では、本県と岩手県との県境において発生した産業廃棄物不法投棄事案について「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を設置し、原状回復対策等を効果的かつ早急に実施するために必要な評価・検討等を行っています。

この度、広く県民の皆様からの御意見等を反映させるために、委員の一部を公募いたします。

応募の資格・方法など

- 1 募集人員 3名以内
- 2 応募資格
 - ・平成19年4月1日現在、20歳以上の青森県内在住者で、青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案に関心がある方。
 - ・ただし、県及び市町村議会の議員並びに公務員の身分にある者は除きます。
 - ・八戸市等で開催される協議会に出席可能な方。
 - ・原則として土曜日（約2時間）に年間5回程度開催します。
- 3 応募方法
 - (1) 県が提示する青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案に関するテーマのうち、いずれか一つをレポートにまとめて、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、県境再生対策室まで提出してください。（*字数、様式は自由）
 - (2) 応募の際には、氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、自己PR（環境問題に関わる活動の実績がある場合はその内容など）を明記してください。
- 4 レポートのテーマ（いずれか一つについて提出してください。）
 - (1) 不法投棄現場の環境再生（跡地利用等）に対する考え方
 - (2) 不法投棄現場の環境再生に向けて、県民の意思を反映する方法や議論の場のあり方
 - (3) 不法投棄を防ぐために、県民と行政が普段から取り組むべきこと
 - (4) 県内の一部地域で発生した不法投棄問題への県全体（県民や行政）の取り組みのあり方
 - (5) 公的資金（税金）をなるべくかけずに、不法投棄現場を修復、再生させる方法
- 5 募集期間
平成19年6月4日（月）から平成19年7月2日（月）17時（必着）まで
- 6 選考方法
提出された意見・提言等を審査し、一定以上の評価を得た方の中から委員候補者を決定し、その結果を各応募者に通知します。
- 7 委員の任期等
任期は委嘱の日から2年間です。
なお、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に出席した場合は、県の規程による謝金及び交通費が支給されます。
- 8 応募・問い合わせ先
〒030-8570 青森市長島一丁目1の1
青森県環境生活部県境再生対策室 周辺生活安全対策推進担当
電話 017-734-9261
FAX 017-734-8081
Eメール kenkyo@pref.aomori.lg.jp

